

令和5(2023)年2月3日【金】

於 栃木県公館 大会議室

第184回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 令和5（2023）年2月3日（金）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 14名

山田委員、藤島委員、大森委員、牧野委員、稲葉委員、
新田委員(代)、廣瀬委員(代)、信夫委員(代)、難波委員(代)、
木村委員、小林委員、佐藤委員、小池委員、君島委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、ただいまから第184回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

2号委員に、農林水産省関東農政局長 信夫隆生様が任命されております。本日は代理で、農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 野田和史様に出席いただいております。

○11番（信夫委員代理：野田様） どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 続きまして、栃木県警察本部長 難波健太様が任命されております。本日は代理で、栃木県警察本部交通部交通規制課長 沼野孝雄様が出席されております。

○12番（難波委員代理：沼野様） よろしく願いいたします。

○事務局 新たに委員となられた方は以上でございます。

ここで、開会にあたりまして、県を代表して坂井県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○坂井県土整備部長 県土整備部長の坂井でございます。第184回都市計画審議会の開催にあたりまして、県を代表しまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ、今年度2回目の開催となります本審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年は、おおむね現在と同じ圏域の栃木県が誕生しまして150年の節目となる年でございます。本県の魅力や個性を改めて認識する契機になるのではないかと考えているところでございます。こうした魅力などをまちづくりに活かすことについて、市町、委員の皆様方とともにいろいろな検討ができればと思っているところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生から約3年が経過いたしまして、人々の行動にもさまざまな変化が生じるなど、都市計画におきましても、アフターコロナを見据えた対応が求められているところでございます。加えまして、より深刻度を増す少子高齢化など、人口減少の対応についても喫緊の課題となっております。

これらの課題に対しまして、県では、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けまして、委員の皆様方の御意見をいただきながら、さらなる検討を進めていく必要があると考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の審議会でございますが、都市計画道路に係る審議案件が1件、次期マスタープランに係る諮問案件が1件、市町の都市計画決定に係る報告案件が1件の議事を予定しているところでございます。委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の出席者ですが、委員20名のうち14名に御出席いただいております。栃木県都市計画審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますことを御報告いたしま

す。

それでは、本日の付議議案について御審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、大森会長よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは早速議事を進めさせていただきます。

はじめに議事録署名委員ですが、2番藤島博英委員、7番牧野伸子委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の次第でございますように、付議案件が1件、諮問が1件、報告案件が1件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっております。

それでは、第1号議案「大田原都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 栃木県都市計画課長の笹沼と申します。座って説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、第184回栃木県都市計画審議会議案書という資料をお手元に御用意願います。表紙をめくっていただきますと、今回の第1号議案は、「大田原都市計画道路の変更」となっております。

それでは議案書3ページの位置図を御覧願います。今回変更いたします大田原都市計画道路3・4・1号中田原美原線について、その位置を赤い線で表示しております。本路線は、大田原市中田原を起点として、那須塩原市一区町を終点といたします、延長約4,760mの幹線街路でございます。また、大田原市中心市街地の骨格を形成し、一般国道400号や461号などの一部を担っている路線でもございます。

次に前のページに戻りまして、議案書の2ページでございます計画書を御覧願います。この計画書には今回変更いたします都市計画道路3・4・1号中田原美原線の都市計画変更後の区域や構造などについて記載しております。

表の左端を御覧ください。種別につきましては幹線街路となります。名称及び起点、終点、延長につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、記載のとおりとなっております。構造につきましては、現地盤との高さの差が5m未満となりますため、地表式という形になっております。車線数につきましては2車線、標準部の代表的な幅員は16mとなっております。また、地表式の区間における鉄道などとの交差の構造は、都市計画道路である幹線街路と平面交差する箇所が8カ所となります。

変更の理由につきましては、表の下に記載のとおり、大田原市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のとおり変更するものでございます。

それでは変更の詳しい内容について御説明いたしますので、別冊となる第184回栃木県都市計画審議会参考資料の2ページを御覧願います。A3判の大きなページになります。

2ページ左上に位置図を掲載しております。赤い線で表示している路線が、今回変更いたします都市計画道路3・4・1号中田原美原線でございます。このうち、実際に変更する部分につきましては、位置図の真ん中付近に水色の四角で「A」及び「B」というタイトルで表示され、青い破線で囲まれている区間となります。

次に同じページの右側に、その変更する区間の「A」並びに「B」を拡大した「変更箇所詳細図」をお示ししております。

ここでもう一度位置図を御覧願います。この「A」と「B」の位置する区間につきましては、一般国道400号として、国土交通大臣から重要物流道路にも指定されていることから、平常時や災害時を問わず特に安定的な輸送を確保する必要性が生じています。

それでは「A」の部分から御説明いたします。同じページの左下にあります「3 横断図」を御覧ください。交差点部の横断図につきましては、現計画と変更計画案を2段書きで表示しております。上の段にあります現計画の交差点の横断図につきましては、右折付加車線が設けられていない、一般部と同じ幅員15mの計画となっております。これを、交通のさらなる円滑化を図るとともに、重要物流道路として指定されている本区間の安定的な輸送機能の確保・向上を図るため、下の段にあります変更計画案のとおり、幅員3mの右折付加車線を道路中央に設け、幅員18mに変更するものでございます。

同じページの右側の変更箇所詳細図の「A」を御覧願います。「A」の部分につきましては、大田原市が定める都市計画道路3・5・1号元町中央線との交差点部の詳細図になります。先ほど交差点横断図を用いて御説明しましたとおり、黄色の現計画に対しまして、右折付加車線を設ける詳細設計を行いましたところ、道路の区域が明確となりましたことから、赤色の変更計画案のとおり変更するものでございます。「A」の部分に関する説明は以上でございます。

続きまして、「B」の部分について御説明いたします。同じページの右側の変更箇所詳細図「B」を御覧願います。この区間につきましても、「A」の区間と同様に重要物流道路に指定されているわけですが、現計画につきましては道路が折れ曲がるように屈曲しております。このため、より安全に走行できる線形にしますとともに、快適な走行についても考慮する必要性が生じております。こうした中、今回、この部分について、自動車の走行軌跡に沿った曲線形とする詳細な設計を行いましたところ、道路の区域が明確となりましたので、変更計画案のとおり変更するものでございます。

ここで参考資料ページを戻りまして1ページを御覧願います。こちらは計画書の新旧対照表となっております。2段書きとなっておりますので、下の段は変更前の内容を括弧

書きで記載しております。

今回の変更箇所につきましては、交差点部と屈曲部の部分的な道路区域の変更となりますため、起終点や延長などに変更は生じておりません。このため、計画書につきましても変更箇所はございません。

なお、先ほど交差点部の幅員の変更の説明の中で、現計画における交差点部の幅員は一般部と同じ15mと御説明申し上げました。しかしながら、計画書の幅員は16mとなっております。参考資料2ページの位置図を御覧願います。都市計画道路3・4・1号中田原美原線の全体区間のうち、都市計画道路3・4・5号市役所通りとの交差点が、水色の四角の「B」という中にありますが、この交差点から終点側、位置図でいいますと左側は幅員が16mとなっております。また、今回変更する部分を含みます都市計画道路3・4・5号市役所通りとの交差点から起点側、位置図でいいますと右側は幅員が15mとなっております。位置図でもわかりますとおり、幅員16mの区間が幅員15mの区間より約1,080m長くなっております。計画書の幅員につきましては、当該路線の代表幅員、つまり最も延長の長い区間の幅員を記載することとなっておりますことから、計画書の幅員については16mという表記になりますことを申し添えます。

以上、本変更案につきまして、令和4年12月2日から12月16日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市である大田原市に意見を聴取しましたところ、令和5年1月16日付で特に意見ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 御説明ありがとうございました。ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

○2番（藤島委員） 御丁寧な説明をありがとうございました。

今回の変更地区は大田原市の中心市街地を通過している道路ということで、用途が商業地域となっていて、沿道に多くの建築物が立地している状況です。先ほど、12月に縦覧した結果意見書の提出はなかったということで話されていましたが、実際に今回の変更案に関して地元の感想とか感触とか意見があったら教えていただきたいのですが。

○幹事（栃木県都市計画課長） 御説明いたします。まず、この計画案に対しまして、令和3年9月と令和4年10月に、地権者並びに地元住民の皆さんを対象にした説明会を開催しております。このときの意見といたしまして、今回の都市計画の変更に伴い自分が所有する敷地などにどのような影響があるのか、つまりどの部分までが道路になるのかというような、意見といたしますか問い合わせがございました。ただ、変更案そのものに対する意見・反対は特になかったという状況でございます。以上でございます。

○2番（藤島委員） ありがとうございました。

○議長 ほかにございますか。

特に御質問がないようでしたら、議決に入りたいと思いますが、本案件につきまして
は原案どおり議決することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんでしたので、本案件については、
原案どおり議決いたします。

○議長 続きまして、諮問「次期都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な
考え方について」に入ります。この件につきまして、知事から本審議会宛てに諮問があ
りました。諮問内容について、幹事から御説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 引き続き御説明いたします。第184回栃木県都市計画
審議会諮問書とあります資料をお手元に御用意いただき、表紙をめくり1ページ目を御
覧願います。

本諮問は、次期都市計画区域マスタープランの策定にあたりまして、都市のスポンジ
化への対応といったこれまでの都市づくりの課題に対しまして、自然災害の頻発・激甚
化やカーボンニュートラルの実現、ポストコロナ社会におけるニューノーマルへの対応
や、デジタル化の急速な進展などを背景といたしました人々の働き方・暮らし方の変化
といった視点を考慮した基本的な考え方につきまして、貴審議会の意見を伺うものでご
ざいます。

それでは、まずはじめに、都市計画区域マスタープランについて御説明いたします。
同じ資料の2ページの「1 策定の目的及び経緯」を御覧願います。

都市計画区域マスタープラン、いわゆる「区域マス」と呼んでおりますが、都市計画
法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な観点から定めております都市計
画で、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、おおむね10年以内の都市計画の
基本的方向を定めたものでございます。

本県の区域マスにつきましては、平成16年4月に当初決定した後、社会情勢の変化
や国勢調査、都市計画基礎調査の結果などに基づきまして、定期的に見直しを行ってき
ております。現在の区域マスにつきましては、令和7年度を目標年次といたしまして、
令和3年3月に定めたものでございます。

次期区域マスにつきましては、令和7年度に目標年次が到来いたしますことから、令
和12年度を目標年次といたしまして、令和7年度末に定める予定としております。

次に「2 検討内容」を御覧願います。諮問させていただきました次期都市計画区域
マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方について、検討をお願いする内容につ
いて御説明いたします。

資料に記載しておりますが、検討をお願いする項目といたしましては、資料の小さい

黒い点にありますとおり、「目指すべき都市構造」の検討、「都市計画区域」に関する検討、そして「区域区分」に関する検討の3点でございます。

まず第1点目の「目指すべき都市構造」に関しましては、今後、栃木県はどのような都市構造を目指していくべきか、現在掲げておりますコンパクト・プラス・ネットワーク、これを本県では、多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート・プラス・コンパクトシティ」と呼んでおりますが、これを引き続き目指していくかなどについて検討するものでございます。

そして、2点目の「都市計画区域」に関しましては、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として指定する都市計画区域に関しまして、これまでの区域の継続や拡大、区域同士の統合、連携といった方向性について検討するものでございます。

3点目の「区域区分」に関しましては、これをこのまま継続とするか、それともそのほかの都市計画区域への導入の必要はないかなどといった方向性について検討するものでございます。

以上の内容について審議会から御意見をいただき、次期都市計画区域マスタープランを策定してまいりたいと考えております。

なお、「目指すべき都市構造」の検討に関しましては、下の図に示しておりますように検討することが考えられます。少し詳しく説明いたしますと、これまでの課題に対しまして、人口や産業、土地利用や交通の現状などについて、国政調査や都市計画基礎調査の結果などに基づく検証などを行います。次に、その検討結果に対しまして、自然災害の頻発・激甚化やカーボンニュートラル、ポストコロナ社会におけるニューノーマルへの対応、またはデジタル化の急速な進展を背景とした働き方・暮らし方の変化、こういった視点から検討も加えるなどした上で、目指すべき都市構造を検討していくことが考えられるというものです。

次に3ページを御覧ください。「3 都市計画区域マスタープランに定める事項」ですが、その事項につきましては記載のとおりとなっております。

最後に、「4 今後のスケジュール」の予定ですが、今回の審議会で、次期区域マス策定にあたっての基本的な考え方について諮問させていただいております。

今後につきましては、審議会の御意見やパブリックコメントによる県民の皆さんの御意見を伺いながら、目指すべき都市構造などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

令和6年10月ごろに審議会からの最終的な答申をいただいた後に、それを踏まえて次期区域マスの原案を作成する予定でございます。令和7年2月ごろに区域マスの原案を作成しましたら、都市計画法に基づきます手続に沿って説明会や縦覧を行った上で区域マスの案を作成し、令和8年2月ごろの審議会に付議したいと考えております。そこ

で審議会に御了承いただいた場合は、同年3月ごろに区域マスを告示し、区域マスの都市計画決定、つまり区域マスの策定としたいと考えております。

なお、検討の状況につきましては、必要に応じまして審議会に報告しながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について御質問、確認したいことがございましたら御発言願います。いかがでしょうか。

特にございませんか。

本諮問につきましては、内容も幅広く専門性も高いことから、現在の都市計画区域マスタープラン策定時と同様に、最初から本審議会で審議するのではなく、その前段として、都市計画の専門的知識を有する学識経験者において十分な調査検討を行っていただき、その結果をこちらの審議会に御報告いただいた上で、皆様の意見を伺うことにしたいと考えております。

つきましては、その調査検討機関として、栃木県都市計画審議会条例第3条第2項に基づき、専門委員を選任してまず検討するということにしたいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。それでは専門委員を選任して検討することにいたします。

委員については、議論を深めてもらうために、都市計画の専門的知識を有する学識経験者から選任することとし、私の方で案を用意しておりますので、今からその名簿をお配りいたします。事務局よろしくお願いたします。

(名簿配付)

○議長 上から順に読み上げさせていただきます。

宇都宮大学の長田哲平氏。

宇都宮大学の佐藤栄治氏。

福島大学の吉田樹氏。

足利大学の渡邊美樹氏。

以上4名の方々に専門委員をお願いしたいと考えております。

なお、本審議会の委員でもあります佐藤委員には、本審議会を代表して参加していただき、本審議会との橋渡しをしていただきたいと思います。佐藤委員は本日御欠席でございますが、以上、委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。

それでは、本諮問につきましては、まず「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員」に付託し、調査検討を進めていただきたいと思います。私も前回こちらの専門委員

は務めさせていただきましたが、かなり時間をかけて熱心に議論する場でございます。委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 なお、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員の任命手続及び調査検討に係る事務については、当審議会の事務局である県土整備部都市計画課においてお願いしたいと考えます。
- 事務局 はい、承知いたしました。事務局といたしましては、専門委員により組織されます専門委員会を設置いたしまして運営してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。
- 議長 よろしくお願いたします。

○議長 続きまして、報告事項に移ります。報告第1号「市町村の都市計画決定について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、報告第1号「市町村の都市計画決定について」について報告いたします。

資料はお手元の第184回栃木県都市計画審議会報告資料となります。表紙をめくっていただきますと、報告案件の概要という表がございますので御覧願います。

ここでは、令和4年7月28日から令和5年2月2日までの間に、県内の市町が都市計画決定を行いました案件について御報告をするものでございます。

次に、表紙をめくり、1ページ目を御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の案件を計画種別ごとに集計したものでございます。表の一番下にあります計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものの小計が2件、都市施設に関するものの小計が5件、合計7件の都市計画決定がなされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページに、位置図については3ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告ということですので、委員の皆様、後ほど御確認をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。委員の皆様には御審議いただきありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

お手元の資料でございますが、御不要な場合にはそのまま置いてお帰りいただいて結構でございます。

本日はありがとうございました。

午後2時05分 閉会